

共済制度を
ご紹介します!

妊娠から育児まで

組合員本人や被扶養者の方が妊娠した場合、妊娠から出産、育児に関して共済組合へ各種申請が必要になります。

今回、その申請内容について時系列にまとめましたので、参考にしてください。

なお、各種申請については、勤務先の共済事務担当課をとおして当組合に申請していただき、制度内容の詳細等については、勤務先の共済事務担当課もしくは共済組合各担当課にお問い合わせください。

妊娠・産前休業

医 「妊産婦マル福」該当の申告

被扶養者の妊娠の場合も、必ず申告してください。

医 「産前産後休業掛金免除」の申出

福 「貸付・物資の償還猶予」の申出



医 生まれた子の「被扶養者証(保険証)」の申請

ご自身の被扶養者として認定できる場合に申請します。
必ず出生日から30日以内に申請してください。



医 「出産費(家族出産費)42万円」・「出産費(家族出産費)附加金3万円」の請求

(産科医療補償制度の対象とならない場合の出産費は40万4千円)

出産・産後休業



出産費(家族出産費)の三つの請求方法

通常、出産については、疾病または負傷等の治療ではないため、健康保険の適用がありません。
そのため、出産費用の負担を軽減するために、組合員または被扶養者の方が出産した場合は、次のいずれかにより出産費(家族出産費)を請求することができます。

① 直接支払制度利用による請求

組合員の方と医療機関等が代理契約合意文書を交わすことで、医療機関等が支払機関をとおして共済組合に請求を行う方法です。共済組合へは出産費と出産費用との差額(差額が出た場合)および出産費(家族出産費)附加金の請求が必要です。

② 受取代理制度利用による請求

組合員が医療機関等を代理人として、出産前に共済組合へ出産費の支給申請をすることにより、共済組合が医療機関等に支払う方法です。

③ 上記1および2の制度を利用しない場合

医療機関等の窓口で出産費用の全額を支払い、その後、共済組合に請求を行う方法です。

福 「共済貯金の積立中断」の届出

医 「出産手当金」の請求

組合員が、産前42日・産後56日において勤務せず、報酬が支給されない場合に請求できます。そのため、特別休暇取得により報酬が支給される場合は対象となりませんが、期間中に退職したことにより、報酬が支給されない場合などは対象となります。

医 「産前産後休業終了時改定」の申請

(引き続き育児休業等を開始する場合は対象外)

医 「育児休業等掛金免除」の申出

医 「育児休業手当金」の請求



医 「育児休業等終了時改定」の申請

年 「養育期間標準報酬月額特例(養育特例)」の申請



養育特例について

育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより将来の厚生年金等の給付額が低くなることを避けるための措置です。申出書を提出することにより、養育期間に標準報酬が下がった場合でも、年金額は養育期間前の高い標準報酬で計算されます。

詳細については、「いはらき共済」平成30年7月号(No312)20ページをご覧ください。



福 「共済貯金の積立復活」の届出

復活できる月は、3月および9月のみとなりますので、勤務先の共済事務担当課をとおして当該月の15日までに共済組合へ報告してください。



お問い合わせ先

医 医療健康課 TEL 029-301-1413

福 福利厚生課 TEL 029-301-1412

年 年金課 TEL 029-301-1414